

大分県県営林 J-クレジット販売要領

制定 令和 7 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大分県が管理する県営林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき、認証を受け取得したクレジット（以下「県営林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することに関する必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「J-クレジット登録簿」とは、J-クレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものという。
- (2) 「保有口座」とは、J-クレジット登録簿システムにおいて、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される J-クレジットを保有するための口座をいう。
- (3) 「無効化」とは、J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(販売方法)

第 3 条 知事は、長期安定取引を行うため、購入に際して県が示す一定規模以上の県営林 J-クレジットを、公募による最長 16 年間の長期協定により販売する。

(選定委員会の設置)

第 4 条 知事は、前条の公募による県営林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集及び決定に際し、大分県県営林 J-クレジット販売公募選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会は公募に際し、購入者の選定方針及び審査基準を別に定める大分県県営林 J-クレジット販売公募実施要領（以下「販売公募実施要領」という。）において決定するものとする。

(購入者の募集)

第 5 条 購入者の募集は、県ホームページ等により行うものとする。

2 県営林 J-クレジットの販売は、大分県が保有する予定数量で行うものとし、県ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(応募資格要件)

第 6 条 県営林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」）に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 県内に事業所を有する者。なお、本社所在地が県外であっても、県内に拠点（支店・営業所・工場等）を有する場合は含む

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと
- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (4) 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- (5) 次の要件のいずれかに該当するものとして、大分県警察本部（以下「県警本部」という。）から排除要請があつた者でないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - (ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用しているもの
 - エ アからウまでに該当するものの依頼を受けて応募しようとするもの
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
- (8) 県営林 J-クレジットの購入目的が、自らが排出する温室効果ガスのカーボン・オフセットへの利用であること
- (9) 県営林 J-クレジットを購入した場合において、事業者名及び購入数量を県ホームページで公表することに同意すること

（購入の申込み）

第 7 条 購入希望者は、販売公募実施要領に基づき、参加申込書を知事に提出するものとする。

（購入者の決定）

第 8 条 前条の規定による申込みがあった場合は、選定委員会において審査及び選定する。なお、選定委員会は、選定された購入希望者を知事に報告しなければならない。

2 知事は、購入の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

（売買協定）

第 9 条 知事は、前条の選定された購入希望者を購入者として大分県県営林 J-クレジ

ット売買協定書【様式第1号】(以下「売買協定書」という。)を締結する。

(売買契約書の作成)

第10条 知事は、売買協定書に基づき大分県県営林J-クレジット売買契約書【様式第2号】(以下「売買契約書」という。)を作成し、年度ごとに売買契約を締結することとする。

(売買代金の納付)

第11条 購入者は、前条で締結した売買契約に基づく売買代金を、知事が別に定め期日までに、県が発行する納入通知票等により納入するものとする。

(クレジットの移転及び無効化)

第12条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、県の保有口座から、購入者が指定する保有口座へ購入されたクレジットの移転を行うものとする。

2 知事は、売買契約書において、クレジットの引き渡し期限を定めて移転する。

3 売買契約書において、県がクレジットの無効化を行うことでクレジットの引き渡しを行う場合は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムの操作等により、県の保有口座にあるクレジットから購入されたクレジットの無効化を行うものとする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定めることに關し、裁判上の紛争が生じた場合は、大分県大分市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

【様式第1号】

大分県県営林 J-クレジット売買協定書

売渡人 大分県知事 (以下「甲」という。) と買受人

(以下「乙」という。) は、甲が J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジット (以下「県営林 J-クレジット」という。) に関し、次のとおり本売買協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、県営林 J-クレジットを、乙が甲から複数年購入する際の取引に関する事項を定めることを目的とする。

(継続的売買)

第2条 甲は、本協定に基づき、県営林 J-クレジットを本協定期間中の各年度ごとに次条に定めた量を売り渡すことを約し、乙はこれを購入することを約す。

2 前項において、各年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、初年度は令和8年度(2026年度)とし、令和 年度(年度)までの 年間とする。

(販売(予定)量)

第3条 甲が乙に売り渡す県営林 J-クレジットは下表のとおりとする。ただし、甲の事情により各年度の認証量が下表の販売(予定)量と異なる場合は、甲乙双方の協議により、毎年度、販売量を決定するものとする。

年度 (西暦年度)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)
販売(予定)量 (t-CO2)	5,232	5,121	5,133	5,053	4,961	4,831	4,840	4,752
年度 (西暦年度)	16 (2034)	17 (2035)	18 (2036)	19 (2037)	20 (2038)	21 (2039)	22 (2040)	23 (2041)
販売(予定)量 (t-CO2)	4,643	4,732	4,544	4,591	4,391	4,346	4,240	4,152

(※上記の表は最長16年間の場合。提案年数に応じ、適宜記載を変更する)

(売買単価)

第4条 乙が甲から購入する県営林 J-クレジットの単位当たり単価(税抜)は、乙が提案した価格とする。なお、単位当たり単価に各年度における消費税及び地方消費税を加算したものを売買単価とする。

2 前項の売買単価は、乙の申し入れにより非公開とすることができる。

(年度売買契約)

第5条 甲乙双方は、第3条に定める年度ごとの販売量に、前条の売買単価を乗じて

算出した年度売買価格によって、大分県県営林 J-クレジット販売要領第 10 条に基づき大分県県営林 J-クレジット売買契約書を別途締結するものとする。

2 前項の売買契約における年度売買価格については、乙の申し入れにより非公開とすることができます。

(秘密保持)

第 6 条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の技術上、営業上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(秘密保持の例外)

第 7 条 前条の規定は、以下のいずれかに該当するものには、これを適用しない。

- (1) 事前に相手方の書面による承諾を得たもの
- (2) 開示を受ける以前にすでに公知となっているもの
- (3) 開示を受けた以後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの

(損害賠償)

第 8 条 前 2 条の規定に反して、甲及び乙が第三者に秘密を漏らした場合には、その者は相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第 9 条 本協定に関する紛争については、大分地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第 10 条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上、本協定の成立を称するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県
大分県知事

印

乙 (所在地)

(名称及び代表者等名)

印

【様式第2号】

大分県県営林J-クレジット売買契約書

売渡人 大分県知事 (以下「甲」という。) と買受人
(以下「乙」という。) は、令和 年 月 日付けで締結した大分県県営林J-クレジット売買協定書第5条及び大分県県営林J-クレジット販売要領第10条に基づき次のとおり本売買契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約に定める条項を履行しなければならない。

(県営林J-クレジットの売買)

第2条 甲は次に掲げる大分県県営林J-クレジット(以下「県営林J-クレジット」という。)を次に定める販売量及び売買価格により乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

(1) 販売量: 県営林J-クレジット ○○t-C02

(2) 売買価格: 金○○, ○○○, ○○○円

(うち消費税及び地方消費税の額○○○, ○○○円)

(契約保証金)

第3条 乙は、契約締結時に契約保証金として金○, ○○○, ○○○円以上を甲の指定する手続により甲に納入しなければならない。

(売払代金の納入期限)

第4条 乙は、売払代金を甲が発行する納入通知書により 年 月 日までに大分県指定金融機関又は大分県収納代理金融機関に納入しなければならない。

(クレジットの移転手続き)

第5条 本契約の締結完了後、甲が売払代金の全額の入金を確認した翌営業日から起算して5開庁日以内に、J-クレジット登録簿システムにおける甲のクレジット保有口座から乙のクレジット保有口座に移転する。なお、クレジット保有口座番号は次のとおりとする。

(1) 甲のクレジット保有口座番号: JP-100-00000-00000-00000-00

(2) 乙のクレジット保有口座番号: JP-100-00000-00000-00000-00

2 甲は移転完了後に、乙に対して大分県県営林J-クレジット移転完了通知書(別紙様式1)を送付する。

(契約期間)

第6条 本契約締結の日から前条の移転手続きが完了した時点で本契約は終了する。

(違約金)

第7条 乙は、第4条に規定する期限までに売払代金の納入をしなかったときは、納入期限の日の翌日から売買金額に年14.6パーセントに相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約保証金の還付等)

第8条 甲は、売払代金（乙の売払代金納入が遅延したときは前条の違約金を含む。）を完納したときは、契約保証金は遅滞なく乙に返還するものとする。この場合契約保証金には、利息を付さないものとする。

2 納入済みの契約保証金は、乙の書面による要求があったときは、売払代金又は前条に規定する違約金に充当することができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次のいずれかに該当する場合に、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が支払期日までに売買代金の全額を入金しなかった場合
- (2) 乙がJ-クレジットの販売公募への応募にあたり談合等の不正行為を行った場合
- (3) 乙が以下の暴力団関与の属性要件のいずれかに該当する場合
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 前各号に準じる理由等により甲が契約を解除すべきと判断した場合

(その他)

第10条 天災地変、戦争、内乱、公権力による命令処分その他不可抗力により、本事業の全部又は一部の実施が遅延又は不能となった場合には、いずれの当事者も責任を負わないこととする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、復旧のために最善の努力をするものとする。

(裁判管轄)

第11条 本協定に関する紛争については、大分地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲及び乙で協議の上で決定する。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、甲及び乙それぞれ一通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県
大分県知事

印

買受人 乙 (所在地)

(名称及び代表者等名)

印

(別紙様式1)

大分県県営林J-クレジット移転完了通知書

森整第 号
令和 年 月 日

(所在地)

(名称及び代表者等名) 殿

大分県知事

令和 年 月 日付けで締結した大分県県営林J-クレジット売買契約書第5条第1項の規定に基づき、J-クレジット登録簿システムにおいて、当方のクレジット保有口座から貴殿のクレジット保有口座へのクレジットの移転手続きを行いましたので同契約書第5条第2項の規定に基づきお知らせします。

記

クレジット種別:

移転量 : ○○○t-C02

移転日 : 令和 年 月 日